

仕入控除税額（返還額）の計算方法

（１）返還額が０円の場合

- ・消費税の申告義務がない。
- ・簡易課税方式により申告している。
- ・公益法人等であって、特定収入割合が５％を超えている。
- ・補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税収入となっている。

※返還額が０円の場合でも県への報告は必要です。

（２）仕入控除税額（返還額）がある場合

ア 課税売上割合が９５％以上の法人等の場合

補助金額×８／１０８＝返還額

イ 課税売上割合が９５％未満の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

AとBの合計額

A 課税売上のみ」に要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×８／１０８＝返還額

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×８／１０８×課税売上割合＝返還額

ウ 課税売上割合が９５％未満の法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

補助金額×８／１０８×課税売上割合＝返還額

（３）注意事項

- ・返還額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算し（ただし、消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる。）また、算出された返還額は円未満を切り捨てること。
- ・作業にあたっては、税理士等に相談して報告書を作成してください。